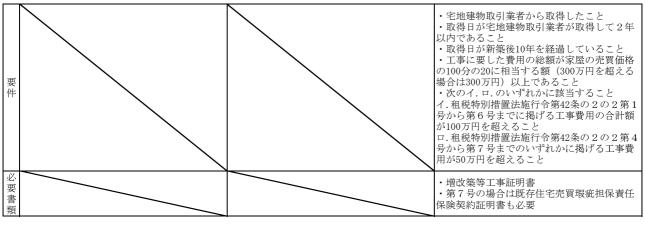
種別	個人が新築した住宅用家屋の場合	個人が取得した建築後使用されたことのない 住宅用家屋の場合	個人が取得した建築後使用されたことのある 住宅用家屋の場合
要件	建築後1年以内の家屋	取得後1年以内の家屋	取得後1年以内の家屋 建築年月日が昭和56年以前の家屋については 耐震基準を満たしていること(※1)
	床面積が50㎡以上であること		
	1. 所有者の住民票 ※その家屋にまだ住んでいない場合は、申立書と現住家屋の処分方法を確認できる書類を添付		
	2. イ. <u>建築確認済証及び検査済証(※2)</u> ロ. 登記事項証明書 ハ. 登記完了証 ※イ.ロ.ハのうちいずれか1つ	2. イ. <u>建築確認済証及び検査済証(※2)</u> ロ. 登記事項証明書 ハ. 登記完了証 ※イ.ロ.ハのうちいずれか1つ	2. 登記事項証明書
	3. 区分建物で建築基準法上の耐火建築物または準耐火建築物に該当することが明らかでない場合(※3) 建築確認済証及び検査済証、設計図書及び建築士(木造建築士を除く)の証明書等、低層集合住宅の場合は住宅金融公庫又は国土交通大臣が交付した認定書。	3. 区分建物で建築基準法上の耐火建築物または準耐火建築物に該当することが明らかでない場合(※3) 建築確認済証及び検査済証、設計図書及び建築士(木造建築士を除く)の証明書等、低層集合住宅の場合は住宅金融公庫又は国土交通大臣が交付した認定書。	3. 区分建物で建築基準法上の耐火建築物または準耐火建築物に該当することが明らかでない場合(※3) 建築確認済証及び検査済証、設計図書及び建築士(木造建築士を除く)の証明書等。
必要書類	4. 抵当権の設定登記の場合は、新築するための資金の貸付等に係る金銭消費賃借契約書、債務の保証契約書、登記原因証明情報のうちいずれか1つ ※保存登記又は移転登記と同時に抵当権設定登記を行う場合は、必要ありません。	4. 売買契約書、売渡証書(競落の場合は代金納付期限通知書)、登記原因証明情報のうちいずれか1つ	4. 売買契約書、売渡証書 (競落の場合は代金納付期限通知書)、登記原因証明情報のうちいずれか1つ
	5. 特定認定長期優良住宅または認定低炭素 住宅の場合は、申請書の副本及び認定通知書	5. 家屋未使用証明書(直前の所有者又は取得に係る代理若しくは媒介をした宅地建物取引業者による)	
		6. 抵当権の設定登記の場合は、取得するための資金の貸付等に係る金銭消費賃借契約書、債務の保証契約書、登記原因証明情報のうちいずれか1つ	6. 抵当権の設定登記の場合は、取得するための資金の貸付等に係る金銭消費賃借契約書、債務の保証契約書、登記原因証明情報のうちいずれか1つ
		7. 特定認定長期優良住宅または認定低炭素住宅の場合は、申請書の副本及び認定通知書	

個人が取得した建築後使用されたことのある住宅用家屋で、租税特別措置法第74条の3に規定する特定の増改築等がされた住宅用家屋の場合の 追加確認資料



## 備考

- (※1) 耐震基準を満たしていることが分かる書類としてイ.ロ.ハのうちいずれか1つ イ. 耐震基準適合証明書 ロ. 住宅性能評価書ハ. 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約証明書
- (※2) 建築確認を要しない場合は、建築工事請負書、設計図書その他の書類。
- (※3)区分建物で建築基準法上の耐火建築物または準耐火建築物に該当することが明らかでない場合・・・登記構造が石造、煉瓦造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造でない場合。